

保護地域における景観まちづくり団体の継続要因
—景観まちづくり団体の特徴と活動継続性に関する研究—その2—

準会員○安藤万葉*1 正会員 同 姫野由香*2 同 牛苗*3
同 野本昂*4 同 大堂麻里香*4

7. 都市計画—6. 景観と都市設計 都市計画
地域団体 活動継続

1 研究の背景と目的

2004年に景観法が実施され景観法第6条^{注1)}では住民の責務が明文化され景観維持における住民参加の必要性が謳われるようになると、市民が景観まちづくり^{注2)}に参画する事例が各地で見られるようになった。

「景観まちづくり団体^{注3)}」は構成員や活動資金の確保、事業の推進等を行うなかで、様々な問題を抱えながら活動している¹⁾。また、全国の景観まちづくり団体の目的は、伝統的な町並みの保存・再生や自然景観の保全、生活環境の向上などがあり、地域の特性を活かして活動している¹⁾。一方で、景観を保全するためには、「地域の特性」に応じた目的の設定や、住民による管理活動が重要である。

このような「地域の特性」として、文化的景観、伝統的建造物群保存地区、ジオパーク、国立公園、国定公園、世界遺産、トラスト地などの保護地域^{注4)}がある(表1)。これらは一定の範囲があり、各地域でそれぞれの保存・管理活動が行われている一方で、一度選定を受けても、継続的な維持、保全活動がなされていない場合は、再審査などで選定が取り消されることもある。またジオパークは、国立公園・国定公園とは異なり、法的規制力を持たないが、自然遺産を保全しながら活用することが求められている。つまり、保護地域は選定を受けた後も、地域によって、保存、管理していくことが一層重要であるといえる。

先行研究¹⁾では、2007年から2014年まで活動を継続している団体の特徴を明らかとした。

保護地域は選定を受けた後も、保存や管理が必要であることから、景観まちづくり団体の存在は重要であるといえる。つまり、保護地域の有無は、団体の活動継続と何らかの関係があるのではないかと考えた。

そこで、本研究では、活動の継続が確認された景観まちづくり団体444団体の中から、特に保護地域がある地域で活動する団体に注目して、活動の継続要因の傾向を明らかにすることを目的とする。

2 研究の方法

2-1 研究の方法

前稿その1では、数量化Ⅲ類とクラスター分析により、景観まちづくり団体を6つのタイプに分類し、タイプごとに団体の継続要因を明らかにしている。そこで本稿その2では、保護地域で活動する団体を抽出し、既往研究のアンケート調査をもとに、活動の継続要因の傾向を明らかにする。

本稿その2で対象とする団体は、前稿その1で対象とした100団体のうち、保護地域がある地域で活動を行う60団体を対象とする。

3 保護地域について

本研究の保護地域として表1に示す重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区などの7地域を定めた。各保護地域は7地域のうち5地域が根拠法令^{注5)}を持ち、維持管理が義務付けられた法律がある。一方、ジオパ

表1 保護地域の概要

保護地域名称	重要文化的景観	重要伝統的建造物群保存地区	ジオパーク	国立公園	トラスト地	世界遺産	国定公園
根拠法令	○	○	-	○	-	○	○
管理(主体)	市町村	市町村	市町村 ジオパーク委員会	国	市町村 トラスト団体	国	都道府県
審査	○	○	○	○	-	○	○
助成の制度	○	○	○	○	○	○	○
初選定	2006年1月26日	1976年9月4日	2008年12月8日	1934年12月4日	2007年9月5日	1993年12月11日	1950年7月24日
選定数	47か所 (2015年1月26日現在)	110か所 (2015年7月8日現在)	39か所 (2015年9月4日現在)	32か所 (2013年3月27日現在)	39か所 (2015年10月13日現在)	19か所 (2015年7月5日現在)	56か所 (2015年3月16日現在)

ークやトラスト地は、法規制によって維持管理が義務付けられていない。管理主体は、市町村によって管理されている保護地域が 57%(4 地域7 地域)と最大であるが、国立公園や国定公園は、市町村界をこえて広域に分布するため、国や、都道府県などが広域的に管理している。審査^{注6)}は、86%(6 地域7 地域)の地域が選定後に再審査を行う。またトラスト地は、日本ナショナル・トラスト協会などが敷地を買い取り、保全するため、再審査の必要がない。

助成の制度^{注7)}は、全ての地域で維持管理のために存在する。また、選定数が最も多い保護地域は、重要伝統的建造物群保存地で、現在 110 か所選定を受けている。

4 継続要因の分析

4-1 全国的な傾向

アンケートの結果をもとに、『活動範囲の保護地域』、『単年度予算』、『活動継続上の課題』、『活動継続上の要件』の4つの項目について、【法人格有・大都市型】、【保護地域有・中小都市型】、【従来活動継続型】、【保護地域少・大都市型】、【法人格少・中小都市型】、【目的多様型】のタイプごとに整理した(表3)。

表3に各調査項目に関する6タイプの回答率を示す。なお、保護地域のなかで活動を行う団体は合計 60 団体存在し、保護地域の合計は 112 か所である。

『活動範囲の保護地域』は、「国定公園」がある地域で活動する団体が 28%と最大で、次いで「重要伝統的建造物群保存地区」が 23%、「国立公園」が 21%であった。『単年度予算』については、「10 万円～50 万円」、「200 万円以上」がそれぞれ 34%をと最大で、次いで「50 万円～100 万円」18%であった。『継続上の課題』については、「新規参加者の不足」が 46%と最大で、次いで「活動資金の確保が難しい」が 40%であった。『継続上の要件』については、「新規参加者の確保」が 45%と最大で、次いで「活動資金の確保が難しい」が 43%であった。

以上のことより、国定公園や国立公園、重要伝統的建造物群保存地区がある地域で活動する団体が多く、約半数の団体が 100 万円以下の予算で活動を行っていることが分かった。また、新規参加者や活動資金の不足が、活動継続を困難にする要因であり、新規参加者や活動資金の確保が活動継続の要件とされていること

も分かった。

4-2 団体の類型ごとの傾向

① クラスターA【法人格有・大都市型 9 団体】

『活動範囲の保護地域』は、「国立公園」をもつ地域で活動する団体が 33%と最大である。次いで「国定公園」、「重要伝統的建造物群保存地区」がともに 20%であった。『単年度予算』は、「200 万円以上」44%と最大である。『継続上の課題』は、「地域住民の意識の低さ」が 44%と最大である。『継続上の要件』は、「活動資金の確保」が 67%と最大で、次いで「新規参加者の確保」、「具体的な目標や方針の決定」がそれぞれ 44%であった。

以上のことより、【法人格有・大都市型】に分類される団体では、国立公園や国定公園、重要伝統的建造物群保存地区がある地域で活動する団体が多く、約半数の団体が、200 万円以上の予算で活動を行っていることが分かった。また地域住民の意識の低さが、活動継続を困難にする要因であると考えられており、活動資金や新規参加者の確保、団体の目標や方針を明確に定めることが、活動継続の要件とされていることが分かった。

② クラスターB【保護地域有・中小都市型 15 団体】

『活動範囲の保護地域』は、「国定公園」をもつ地域で活動する団体が 35%と最大である。次いで「重要伝統的建造物群保存地区」が 26%であった。『単年度予算』は、「200 万円以上」が 60%と最大である。『継続上の課題』は、「活動資金の確保」が 53%と最大で、次いで「有識者の不足」、「新規参加者の不足」がともに 47%であった。『継続上の要件』は、「新規参加者の確保」が 47%と最大で、次いで「活動資金の確保」が 40%であった。

以上のことより、【保護地域有・中小都市型】に分類される団体では、国定公園や重要伝統的建造物群保存地区がある地域で活動する団体が多く、半数以上の団体が、200 万円以上の予算で活動を行っていることが分かった。また活動資金や有識者などの人材不足が、活動継続を困難にする要因とされており、新規参加者や活動資金の確保が、活動継続の要件とされていることが分かった。

③ クラスターC【従来活動継続型 16 団体】

『活動範囲の保護地域』は、「重要伝統的建造物群保

表3 クラスタ別活動範囲の保護地域と単年度予算、活動継続上の課題と要件

クラスタ	クラスタA 【法人格有・大都市型】		クラスタB 【保護地域有・中小都市型】		クラスタC 【従来活動継続型】		クラスタD 【保護地域少・大都市型】		クラスタE 【法人格少・中小都市型】		クラスタF 【目的多様型】		合計	
	小計	%	小計	%	小計	%	小計	%	小計	%	小計	%	小計	%
保護地域	重文景観	1(7)		1(4)		2(7)		0(0)		1(3)		1(4)		6(5)
	重伝建	3(20)		6(26)		8(29)		2(16)		2(25)		5(21)		26(23)
	国立公園	5(33)		3(13)		5(18)		2(15)		1(3)		7(29)		23(21)
	国定公園	3(20)		8(35)		8(29)		3(25)		3(38)		6(25)		31(28)
	ジオパーク	2(13)		4(17)		3(11)		1(8)		0(0)		1(4)		12(11)
	トラスト地	1(7)		0(0)		1(4)		1(8)		0(0)		2(8)		5(4)
	世界遺産	0(0)		1(4)		1(4)		4(31)		1(3)		2(8)		9(8)
	合計	15		23		28		13		8		24		112
	平均	1.7		1.5		1.8		3.3		2		2		1.9
	単年度予算	① 10万以下	0(0)		0(0)		3(10)		0(0)		0(0)		0(0)	
② 10万～50万		3(33)		2(13)		9(56)		0(0)		2(50)		4(33)		20(33)
③ 50万		0(0)		3(20)		4(25)		2(50)		1(25)		1(8)		11(16)
④ 100万		2(22)		0(0)		0(0)		0(0)		1(25)		2(17)		5(8)
⑤ 200万以上		4(44)		9(60)		0(0)		2(50)		0(0)		5(42)		20(33)
⑥ 無回答		0(0)		1(7)		0(0)		0(0)		0(0)		0(0)		1(2)
合計	9		15		16		4		4		12		60	
活動継続上の課題	① 具体的な方針	1(11)		1(7)		1(6)		0(0)		0(0)		0(0)		3(5)
	② 有識者	2(22)		7(47)		2(13)		0(0)		0(0)		2(17)		13(22)
	③ 新規参加者	1(11)		7(47)		9(56)		2(50)		2(50)		5(42)		26(43)
	④ 地域住民の意識	4(44)		6(40)		1(6)		2(50)		0(0)		2(17)		15(25)
	⑤ 活動資金	2(22)		8(53)		4(25)		2(50)		2(50)		6(50)		24(40)
	⑥ 団体内	0(0)		2(13)		0(0)		0(0)		0(0)		0(0)		2(3)
	⑦ 合意形成	2(22)		3(20)		0(0)		0(0)		1(25)		1(8)		7(12)
	⑧ 行政や事業者	2(22)		5(33)		2(13)		1(25)		0(0)		3(25)		13(22)
	⑨ なし	2(22)		1(7)		1(6)		1(25)		0(0)		2(17)		7(12)
	⑩ その他	3(33)		2(15)		5(31)		2(50)		0(0)		1(8)		13(22)
合計	19		42		25		10		5		22		123	
平均回答数(回答数/団体数)	2.1		2.8		1.6		2.5		1.3		1.8		2.1	
活動継続上の要件	① 合意形成	0(0)		3(20)		2(13)		1(25)		0(0)		0(0)		6(10)
	② 行政や事業者と住民	1(11)		5(33)		3(19)		2(50)		1(25)		2(17)		14(23)
	③ 地域住民や他団体	1(11)		3(20)		4(25)		1(25)		0(0)		2(17)		11(18)
	④ 連携・共有	2(22)		0(0)		0(0)		0(0)		0(0)		1(8)		3(5)
	⑤ 行政と話し合いの場	2(22)		3(20)		5(31)		0(0)		2(50)		3(25)		15(25)
	⑥ 目標や方針	4(44)		3(20)		4(25)		1(25)		0(0)		1(8)		13(22)
	⑦ 有識者の支援	2(22)		3(20)		1(6)		0(0)		2(50)		1(8)		9(15)
	⑧ 普及・啓発	3(33)		3(20)		7(44)		0(0)		1(25)		4(33)		18(30)
	⑨ 新規参加者の確保	4(44)		7(47)		7(44)		1(25)		2(50)		6(50)		27(45)
	⑩ 活動資金の確保	6(67)		6(40)		3(19)		2(50)		1(25)		8(67)		26(43)
	⑪ その他	1(11)		1(7)		1(6)		1(25)		0(0)		1(8)		5(8)
合計	21		42		25		10		5		22		123	
平均回答数(回答数/団体数)	2.1		2.8		1.6		2.5		1.3		1.8		2.1	

各項目の割合
特に割合が高かった項目

存地区」,「国定公園」をもつ地域で活動する団体がそれぞれ29%と最大である。『単年度予算』は,「10万円～50万円」が56%と最大である。『継続上の課題』は,「新規参加者の不足」が56%と最大である。『継続上要件』としては,「普及・啓発」,「新規参加者の確保」がそれぞれ44%と最大で,次いで「行政と事業の重要性を具体化・共有」が31%であった。

以上のことより,【従来活動継続型】に分類される団体では,国定公園や重要伝統的建造物群保存地区がある地域で活動する団体が多く,半数以上の団体が50万円以下の低予算で活動を行っていることが分かった。また新規参加者の不足が,活動継続を困難にする要因とされており,住民や事業者に団体の活動を普及・啓発することや,新規参加者の確保が,活動継続の要件とされていることが分かった。

④ クラスタD【保護地域少・大都市型 4 団体】

『活動範囲の保護地域』は,「世界遺産」をもつ地域で活動する団体が31%と最大である。次いで,「国定公園」が23%であった。『単年度予算』は,「50万円～100万円」,「200万円以上」がそれぞれ,50%と最大である。『継続上の課題』は,「新規参加者の不足」,「地域住民の意識の低さ」,「活動資金の確保」がそれぞれ50%と最大である。『継続上の要件』としては,「行政や事業者と住民の合意形成」,「活動資金の確保」がそれぞれ50%と最大である。

以上のことより,【保護地域少・大都市型】に分類される団体では,保護地域の数は,他のタイプに比べて少ないが,その中でも世界遺産や国定公園がある地域で活動する団体が多い。活動資金にばらつきがみられるが,新規参加者や活動資金の不足,住民の意識の低さが,活動継続を困難にする要因とされている。また,行政や事業者と住民が合意形成を行うことや,活動資金の確保が,活動継続の要件とされていることが分かった。

⑤ クラスタE【法人格少・中小都市型 4 団体】

『活動範囲の保護地域』は,「国定公園」をもつ地域で活動する団体が38%と最大である。次いで「伝統的建造物群保存地区」が25%,「国立公園」であった。『単年度予算』は,「10万円～50万円」と回答した団体が50%と最大である。『継続上の課題』は,「新規参加者の不足」,「活動資金の確保」がそれぞれ50%と最大である。『継続上の要件』としては「行政と事業の重要性を具体化・共有」,「行政による有識者の支援」,「新規参加者の確保」がそれぞれ50%と最大である。

以上のことより,【法人格少・中小都市型】に分類される団体では,国定公園や重要伝統的建造物群保存地区がある地域で活動する団体が多く,半数の団体が50万円以下の低予算で活動を行っていることが分かった。また新規参加者や活動資金の不足が,活動継続を困難

にする要因であるとされており、団体と行政が連携して、景観まちづくりに取り組む重要性を具体化・共有することや、行政による有識者の支援、新規参加者の確保が、活動継続の要件とされていることが分かった。

⑥クラスターF【目的多様型 12 団体】

『活動範囲の保護地域』は、「国立公園」をもつ地域が 29%と最大である。次いで「国定公園」が 25%、「重要伝統的建造物群保存地区」が 21%であった。『単年度予算』は、「200 万円以上」と回答した団体が 42%と最大である。『継続上の課題』は、「活動資金の確保」が 50%と最大で、次いで「新規参加者の不足」が 42%であった。『継続上の要件』としては、「活動資金の確保」が 67%と最大で、次いで「新規参加者の確保」が 50%であった。

以上のことより、【目的多様型】に分類される団体では、国立公園や国定公園、重要伝統的建造物群保存地区がある地域で活動する団体が多く、また約半数の団体が 200 万円以上の予算で活動を行っていることが分かった。また新規参加者や活動資金の不足が、活動継続を困難にする要因であり、新規参加者や活動資金の確保が活動継続の要件とされていることが分かった。

5 総括

本研究では、6つのタイプに分類された全国の景観まちづくり団体の中から、保護地域で活動を行う団体を抽出し、タイプごとに継続要件の分析を行った。その結果、団体の活動継続上の課題、活動継続上の要件を明らかにした。

特に回答数の割合が高かった活動継続上の課題と要件は、「新規参加者」と「活動資金」の確保で、それぞれ約半数の団体が、活動継続に特に必要としていることが分かった。また、団体のタイプごとの結果は【法人格有・大都市型】と【法人格少・中小都市型】、【保護地域有・中小都市型】と【保護地域少・都会型】、【従来活動継続型】と【目的多様型】が対をなすタイプであることから、それぞれを比較しながら考察する。

【法人格有・大都市型】では、活動資金や新規参加者の確保に加え、具体的な目標や方針を定め、共有を図ることで、住民の意識を高めていくことが活動継続

に必要であると考えられる。一方【法人格少・中小都市型】では、人口が少ない地域で活動するため、新規参加者や有識者などの人材確保や、行政との連携が活動継続に必要であると考えられる。

【保護地域有・中小都市型】では新規参加者や資金の確保に加えて、行政からの知識を持った技術者などの人材の支援が活動継続に必要であると考えられる。一方【保護地域少・大都市型】では、活動資金や新規参加者の確保に加えて、行政や事業者と住民の合意形成を行うことで、地域住民の意識を醸成することが活動継続に必要であると考えられる。

【従来活動継続型】では、団体の活動を住民や事業者に普及・啓発することで新規参加者を確保することが活動継続に必要であると考えられる。一方、【目的多様型】では、活動資金や新規参加者を確保することが活動継続に必要であると考えられる。

6 今後の課題

本研究では、全国の保護地域のなかで活動を行う景観まちづくり団体の、タイプごとの、活動の継続要因の傾向を明らかにしたが、団体の活動と保護地域の関係性は明らかになっていない。今後は個別のヒアリング調査を行うことで、団体の活動と保護地域の関係を調べ、保護地域の有無と団体の継続性の関係や、保護地域別の団体の活動の傾向を明らかにする必要がある。

【補注】

- 注1) 景観法第6条 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない
- 注2) 景観まちづくり活動：自然、歴史、文化、町並みなどを活用して住民などが自由に参加して行うまちづくり
- 注3) 景観まちづくり団体：①地域で景観まちづくり活動を行っている団体②景観まちづくり活動を行おうとしている団体③以上①、②の団体などを支援する活動をしている団体(ただし、宗教活動、政治活動、営利を目的とする団体は除外)
- 注4) 保護地域：①一定の範囲が指定されており、地域でそれぞれの価値に対する保存・管理が行われている、レジャーの為に人為的に創造された空間でない②国による管理や法規制がある③国による管理や法規制はないが運営組織を持っている ①かつ②または①かつ③に当てはまるものを保護地域と定義した
- 注5) 保護地域の維持管理を義務づける法制度の有無
- 注6) 保護地域選定後の再審査のこと
- 注7) 保護地域を維持管理するための助成制度の有無

【参考文献】

- 1) 牛苗「景観まちづくり団体の活動継続状況とその特徴」日本建築学会九州支部研究報告集、第54号、pp373-376、2015年3月

*1 大分大学工学部福祉環境工学科 学部生
*2 大分大学工学部福祉環境工学科 助教 博士(工学)
*3 大分大学大学院工学研究科博士後期課程 大学院生
*4 大分大学大学院工学研究科博士前期課程 大学院生

Undergraduate Student,Oita Univ.
Research Associate,Dept. of Architecture, Faculty of Eng,Oita Univ., Dr.Eng
Doctoral Course ,Oita Univ.
Graduate Student,Oita Univ.